

環境騒音測定結果(H27年度)

評価区間 (戸数) 測定年月日	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準 類型	住居等 戸数 (類型別)	昼間(6:00~22:00)				夜間(22:00~6:00)			
	昼間	夜間			類型別		評価		類型別		評価	
					環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)
松山自動車道 (38) H27.11.30~H27.12.1	52	46	A類型	-	-	-	38	100	-	-	38	100
			B・C類型	27	27	100			27	100		
			類型なし	-	-	-			-	-		
			近接空間	11	11	100			11	100		
多喜浜泉川線 (262) H27.12.1~H27.12.2	65	58	A類型	-	-	-	262	100	-	-	262	100
			B・C類型	166	166	100			166	100		
			類型なし	-	-	-			-	-		
			近接空間	96	96	100			96	100		
新居浜土居線 (146) H27.11.30~H27.12.1	71	66	A類型	-	-	-	146	100	-	-	146	100
			B・C類型	64	64	100			64	100		
			類型なし	-	-	-			-	-		
			近接空間	82	82	100			82	100		
新居浜東港線 (133) H27.12.1~H27.12.2	68	59	A類型	34	34	100	133	100	34	100	133	100
			B・C類型	66	66	100			66	100		
			類型なし	-	-	-			-	-		
			近接空間	33	33	100			33	100		
新居浜東港線 (47) H27.12.1~H27.12.2	68	61	A類型	-	-	-	47	100	-	-	47	100
			B・C類型	27	27	100			27	100		
			類型なし	-	-	-			-	-		
			近接空間	20	20	100			20	100		

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

【幹線交通を担う道路とは】

- 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する
 - 高速自動車国道
 - 一般国道
 - 都道府県道
 - 市町村道(4車線以上の車線を有する区間に限る。)
- 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路